

第51回新発田市入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	令和3年2月10日（水）午後3時00分～午後5時00分 新発田市役所5階 会議室501	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事 （1）抽出工事等の審議について （2）第52回委員会開催に伴う抽出委員の指定について （3）その他 	
委 員 (委員数5名) (出席数4名)	委員長 八木 庸一 (税理士) (出席) 委員 藤本 晃嗣 (大学教員) (出席) 委員 海藤 隆之 (弁護士) (出席) 委員 若桑 昭男 (公募委員) (出席) 委員 岡村 愛子 (公募委員) (出席)	
審議対象期間	令和2年9月1日～令和2年12月31日	
抽出案件	10件（対象工事総件数90件）	
制限付 一般競争入札	8件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国補橋修第1号 萬才橋修繕工事 ・ 下豊複第6号 笹神上高関処理分区（37-1他）管渠工事 ・ 教LAN第3号 小・中学校校内LAN整備（その3）工事 ・ 教LAN第5号 小・中学校校内LAN整備（その5）工事 ・ 教LAN第1号 小・中学校校内LAN整備（その1）工事 ・ 下豊複第7号 豊浦南部第2処理分区（113-1他）管渠工事 ・ 改整第1号 配水管入替2-1工区（開削）工事 ・ 配水第7号 紫雲寺配水場配水ポンプ等更新（電気）工事
公募型 指名競争入札	0件	
通常 指名競争入札	0件	

	随意契約	2件	<ul style="list-style-type: none"> ・受託第7号 蔵春閣移築関連工事 ・道新第32号 新発田駅自転車歩行者道エレベーター（東口）改良工事
委員からの意見・質問、 それに対する回答		別紙のとおり	
委員会による意見の具 申内容		特になし	
その他		傍聴者4名	

意見・質問	回答
<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 抽出工事等の審議について</p> <p>① 第2三半期の契約等の状況</p> <p>落札率について、過去一年に比べて低くなっており、とても良い傾向である。ただ、この落札率というのは、工事の種類によってだいぶ差がある。例えば、土木や建築のA、B、Cランクの工事は大体95%以上、さく井工事は85%、解体工事は70%台と低く、すごく差がある。一般的にこういう形で落札率を見てもいいが、どう推移しているか、工事の種類によって10ページの表のような形で表せれば、もっと議論がしやすくなるし、参考になる。</p> <p>資料1について、今までこういう資料をもらったことがなかったのでよい資料を提示してもらった。この中の(単純平均)落札率について、何を分母にしているのか。工事全部の件数を分母にしているのか、それとも対象を3,500万円以上や1,000万円以上としているのか、各市町村全てが同じ基準(分母)にしているものなのか。</p> <p>(資料1について)新発田市の総合評価実施率は高いと聞いているが、規程による対象工事に対する率なのか。極端に言えば、工事の金額が1千万円未満工事が多くあれば総合評価の率は低くなる。その辺をどう考えて比較したらよいものか。</p> <p>総合評価落札方式ですが、今期は少ない。一般競争入札で74件のうち12件、率にす</p>	<p>・事務局から資料に基づき説明</p> <p>資料1の単純平均落札率については、契約金額を予定価格で割ったもの(落札率を合計して個数で割ったもの)であり、250万円以上の工事を対象としている。この資料は国が取りまとめた平成30年度のデータであり、統一された基準で算出されている。(総合評価落札方式についても)</p> <p>資料は全種類の工事が対象となったものしかなく、工事の種類ごとに落札率がどう推移しているのか、体系的にまとめたものはない。当市の推移については調べて皆さんにお知らせしたい。</p> <p>今期の総合評価落札方式が少ないとのご指摘でしたが、昨年度49件、今年度はすでに5</p>

意見・質問	回答
<p>ると16%となる。過去を見ても、1年前は44%、前期は33%、何か理由があるのか教えてほしい。</p> <p>参加申込者数が3者以下という案件が以前に比べて多くなっている。前々回13件、前回16件、今回21件。3者以下が増えている。これが段々増えるというなら検討しなくてはならない。</p> <p>同じような工事で、片方は総合評価で片方は総合評価でない（一般競争の）ものがある。例えば、水道局発注の10番と11番。その辺はどのような基準になっているのか。</p> <p>随意契約の3番と4番について、同じような案件でなぜ分けて（発注して）いるのか。説明してほしい。</p> <p>せっかく作っていただいて申し訳ないが、資料1の総合評価実施件数の件数ではあまり比較にならない。実施率等であれば参考になる。なので、これで喜んでいいものなのか。ただ順位で3番までは（実施件数が）非常に多いということが分かり、参考になった。</p> <p>今の新発田の大きな特徴として、量もあるが、下水道だと思う。下水道は他市町村は大体行き渡っている。新発田は遅く始まり、今大体70%超えたくらい。なので、新発田は下水道の大きな工事が他の市町村に比べて多い</p>	<p>0件実施している。早期発注のため、第3三半期まで、4～8月の発注を目指したもので、その分後半が少なくなっている。</p> <p>おっしゃるとおり、3者の入札が散見される。これも調べて皆さんにお知らせしたい。</p> <p>5ページの水道局発注の10番は総合評価落札方式、11番は一般競争入札とのことですが、総合評価落札方式はある程度の金額以上の案件を対象にしている。11番は契約金額約450万円と低いので対象としていないということです。</p> <p>災害復旧工事であったため、国庫補助が入る。国の基準で行う必要があり、施工場所がある程度離れている場合、別工事として扱わなければならない。</p> <p>資料2は、他市が行った調査結果である。分析までには至っていないが、これを見ると市によってやり方は異なっている。なので、同じ土俵ではない。これは、前回の宿題である「他市の状況を見て、それを分析して、どう異なっているのか」という点について、まだ検討が足りていないが、新発田市と同規模の市である三条市と比較すると、若干やり方は違うが、三条市は落札率が低い状況である（資料1）ので、突っ込んで研究していく必要がある。</p> <p>資料の中では土木一式工事となっているが、ほとんどが下水工事、あと道路の新設・改良工事である。その辺が大きな特徴になっている。分析ももう少し詳しくやっていきたい。</p>

意見・質問	回答
<p>のではないかと。</p> <p>せっかく貴重な資料を作成したのだから、時間をかけて検討してもよい。</p> <p>資料1は、国土交通省で持っているデータから作成したのか。</p> <p>各市町村で、一般競争が何件、総合評価が何件、というような分母は公開されるのか。</p> <p>国土交通省は基礎資料を持っているが、そこまでは公開していないということか。</p> <p>② 随意契約案件</p> <p>(公財)大倉文化財団と新発田市の関りはどうなっているのか。財産管理はどちらが行うのか。</p> <p>随意契約 No.2 と No.5 を分離発注している</p>	<p>その通り。</p> <p>昨年度(令和元年度)の結果は現在国土交通省で取りまとめ中であり、まとまるとホームページ上で公開される。</p> <p>そこまで詳しくは公開されず、250万円以上の工事の落札率しか公開されない。土木など種類ごとの落札率や、全体で何件あって総合評価が何件とか、そこまでは公開されない。(</p> <p>その通り。</p> <p>・事務局から資料に基づき説明</p> <p>蔵春閣は、ご存じのとおり新発田市出身の実業家、大倉喜八郎が迎賓館として東京の向島に建築したものであり、(保管管理している大倉財団が)新発田市へ寄付したいとの申し出があり、新発田市が寄付を受けるものである。</p> <p>蔵春閣(本体)を移築するための費用は大倉文化財団が負担し、移築にあたり必要な付帯工事、外構工事等は新発田市が負担することになっている。移築場所は、東公園であり、本工事は、移築前の埋設物調査や公園設備の移設等について必要最低限のものを発注したものである。蔵春閣を移築するための付帯工事等であるため(財団から移築を依頼されている)大成建設(株)を随意契約の相手方としたものである。</p> <p>移設後の管理は、新発田市が行う。</p> <p>No.2 の工事は災害復旧の認定がされてお</p>

意見・質問	回答
<p>のはなぜか。(新発田駅自転車歩行者道エレベーター災害復旧工事関連)</p> <p>駅のエレベーターということだが、JRの負担はあるのか。</p> <p>分けたということは予算の出所が違うということか。</p> <p>③一般競争入札案件</p>	<p>り、国からの補助がある。それ以外 No.5 の工事は、災害認定されなかった部分の工事である。</p> <p>エレベーター部分は市有地であり、地下道は市道となるので、JRの負担はない。</p> <p>その通り。災害認定を受けた部分と分けた。認定を受けていない部分を入れると、後で国会が会計検査した時に指摘を受ける可能性がある。</p> <p>一般競争入札案件の審議の前に、前回の第50回の際にいくつか調べてほしいとの要望がありましたので、現時点で調べた状況を報告させていただきます。6点あります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が95%と高い。他市町村の状況と、また、どのような分析を行っているのか。 ・落札率を下げる努力をしているのか。 ・入札参加者が少ない。 ・辞退者が多い。辞退の理由を調べる必要があるのではないか。 ・随意契約の概要等の記載について詳しくしてほしい。 ・総合評価落札方式の選定基準が分かりにくい。 <p>落札率が高いことについて、資料1にあるように、(平成30年度は)県内第6位(96.2%)となっている。その前の年は11位、95%となっている。ただ、工事の中身までは検討されていないので単純な比較はできない。数年スパンで動向を見ていく必要がある。まだまだ検討の余地があるということである。工事の中身については、近隣市町村若しくは同規模の市と比較してみたい。</p>

意見・質問	回答
<p>辞退というのは、申し込んだ業者が辞退するということか。</p> <p>申し込んだ時点で意思表示をしている、申し込んだ時点で契約が成立するのか。</p> <p>ちょっと視点が違うと思うが・・・</p>	<p>落札率を下げる努力については、一概に落札率が下がればよいというものではないが、あまり高いのはどうかと思う。極端な話、設計価格が上がれば、落札率は下がるがそういう訳にはいかない。これもまだ課題が残る。</p> <p>入札参加者が少ない件については、業者側で技術職員や資材調達などの都合がつかないなど、個々の事情がある。市としては、競争機会の確保に重きを置いている。競争機会の確保しつつ、より多くの業者に参加してもらうように検討していきたい。恣意的に少なくしていることは決してしていない。</p> <p>辞退者が多い件について、一般論として、契約はお互いの自由意志によって合意がなされた場合にはじめて成立するものである。民法においては、契約締結するかしないかの自由があると書かれている。県外他市では辞退にペナルティーを匂わせている自治体も確かにあるが、今新発田市のこの現状で、発注がそれ程ない現状で、そこまでのペナルティーを設けることはいかなるものか。事情を聴くというはあるのかもしれないが、それは会社の自由であると言われればそれまでである。難しい問題である。二の足を踏んでいるわけではないが、契約全体にかかわる問題である。</p> <p>その通り。</p> <p>一般競争入札は、参加申込は自由。一方で、指名競争入札は、こちらから業者を指名する、業務が行えると見込んで指名しているので辞退の理由を確認することは可能と思う。一般競争入札は、参加も自由、辞退も自由である。</p> <p>一般競争入札で自由といえども、参加申込を</p>

意見・質問	回答
<p>辞退というのは参加申し込みをしたが、応札をしなかったということですよ。応札をして決定したのに契約をしなかったということではないですよ。</p> <p>事務局が言うように、エントリーする自由もあれば、辞退する自由もある。</p> <p>心配しているのは、辞退が談合につながっているのではということに危惧している。例えば、手だけ挙げておいて、今回はうちがやるから辞退してくれないかとか、形式的に(受注しないようわざと)高い値段で入札してくるとか、それが一番怖い。あつてはならないことではあるが、なかなか把握は難しい。</p>	<p>するという事は入札参加の意思表示であるのに、辞退するとはどういうことなのか、ということですね。</p> <p>やはりそれも自由である。</p> <p>逆に入札を辞退すると理由書を書かされるとなると、最初からかわらない方がいいとなる可能性がある。先ほどの参加者が少なくなることにもつながりかねない。その辺のバランスが難しいところである。</p> <p>それはペナルティーとなる。</p> <p>確かにおっしゃる通り、談合のやり方としては、こちらが言うのも何なのですが、特定の1者が取りたいという場合、他の業者はその業者より高い価格で入札してくると思われる。しかし予定価格や(どれくらいの価格差をつけるかの)加減がわからないと、次に何をやるかという、辞退するということになる。例えば、特定の1社だけ残して、その他の業者が全部辞退ということになれば、何かあるのかと疑われる可能性があるが、1者、2者の辞退であるという場合は、まだこの段階ではなかなか疑いということにはならない。</p> <p>随意契約の概要の記載については、今回設計書を用意いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局から総合評価落札方式について、資料に基づき説明。 <p>総合評価落札方式の選定基準についてあいまいではないかとの指摘があった。新発田市では対象工事の選定は、「新発田市簡易型総合評価落札方式試行要領」、「新発田市建設工事一般</p>

意見・質問	回答
	<p>競争入札実施要綱」で決められており、市長は「新発田市入札・契約制度等審査検討委員会」に図って決定するものとされております。</p> <p>ただ、工事は内容、施工場所、施工時期、施工方法によってさまざま条件が異なる。実際は、個々の条件を考慮して選定している。</p> <p>例えば、文化会館の大規模な機器の入替え工事があったが、設計額が1億円超えの工事だったが、工事の内容の大半は工場で作られた機械を入れ替えるだけであり、工夫する余地がない案件もある。</p> <p>また、(総合評価で)比較的少額な工事であっても、市街地の工事で、規制方法、住民周知、施工方法などさまざまな制約の中で工夫を求められる工事もある。</p> <p>このようにいろいろな状況があるので、対象工事の選定にあたっては、工事担当課長が各工事の特性を鑑み、技術的な工夫の余地があるものについては簡易な施工計画を必要とする簡易提案型とし、それ以外のを簡易実績型として「新発田市入札・契約制度等審査検討委員会」で審議検討して、市長に内申している。</p> <p>簡易提案型、簡易実績型について、これまでの例を記載した資料を作成している。(資料4)</p> <p>・(資料4) 資料に基づき説明。</p> <p>総合評価の抽出については、限られた件数の中で、工事の特性を考慮し、有効と思われるものを抽出している。</p> <p>これらのことから、総合評価落札方式の工事の選定にあたっては、工事担当者、工事担当課だけでなく、契約検査課とも工事内容を相談し、的確に効果が得られるように進めている。</p> <p>また総合評価落札方式ですので、個々のものについては外部のアドバイザーから指導をいただいで、総合評価に結び付けている。</p>

意見・質問	回答
<p>一律にこうだということではなく、総合的に技術内容等をそれぞれ発注する担当課で検討したうえで、選定しているということか。</p> <p>いろいろな技術的な問題があって、これは総合評価落札方式にしなければならない、そういうことはよいのですが、簡易型総合評価落札方式試行要領第3条の規定を見ると、1000万円以上で技術的な工夫の余地が少ない工事は簡易実績型である。そして、第3条を読むと金額で分けている。3500万以上是簡易提案型にすると読み取れる。勝手な解釈ではあるが、3500万円以上の工事であれば、何かしらの提案があると考え。そういう趣旨の条文ではないか。3500万円以上は総合評価落札方式になり、1000万円以上は中身を考慮し、総合評価落札方式にしなくてもよい。それがこの規定の解釈ではないか。</p> <p>規定があるのに応用したり、範囲を広くするのはよくない。</p> <p>実態はともかくとして、条文からはそのように（金額で区分しているように）解釈できるかなど。3500万円以上の工事は簡易提案型、1000万円以上の工事については特に認められるとある。</p> <p>（一般競争入札実施要項の）対象工事というのは、総合評価かどうかは関係ないのか。</p> <p>総合評価を実施する、実施しないを実際は市長が決めているのか。</p> <p>それは、総合評価落札方式をしないという選定についても市長の権限となるのか。</p>	<p>その通り。</p> <p>簡易提案型の条文には技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事のうち、とあり、これを全ての発注工事に適用するののかという解釈がある。現実的にすべての工事に適用していないのが現状である。</p> <p>試行要領には、当該各号に規定する工事に適用するものとする、とあり、全部が全部に適用するわけではない。新発田市では実際に単純な工事が多く、担当課から言わせると総合評価に選定するのに苦慮していると聞いている。下水道工事であれば、単純に掘って、管を入れて、埋めてという工事で、なかなか工夫の余地が少ない。その中でもお願いして挙げてもらっている。</p> <p>試行要領第4条には、対象工事の選定ということで、対象工事のうちから、一般競争入札実施要項第2条第2項の規定により市長が選定するものとする、となっている。</p> <p>一般競争入札実施要綱第2条第2項では、新発田市入札・契約制度等審査検討委員会に諮って決定する、とある。</p> <p>その通り。総合評価の試行要領の中でも市長が選定するものとなっている。</p> <p>実際に市長が工事の中身までみているかどうかはわかりませんが、内申をしてこの件数でやらせてくださいとしている。</p> <p>その通り。</p>

意見・質問	回答
<p>委員は、金額によって区別していると考えているが、事務局としては金額の基準はあるが第4条に基づき市長が選定していると解釈しているということか。</p> <p>いろいろな考えがあるようなので、その辺事務局で整理し、次回こういうことだというものを回答してください。</p> <p>前回の議事録は配布しないのか。</p> <p>総合評価落札方式の技術評価点の開示は難しいとのことですが、国補橋修第1号の〇〇組と△△組では大きな差がある。両方ともそれなりの会社なのにこれほど差が出るものなのか。過去を調べた。〇〇組は第48回（塗装工事）10.6点、今回は14.85点。△△組は第50回（土木一式工事）13.55点、今回（塗装工事）5.75点。いずれも簡易提案型。◇◇建設は第48回12.85点。今回11.15点とあまり変わらない。開示情報が少ないとこういった疑問が出てくる。</p> <p>「登録のみ」というのは、金額の大きさや</p>	<p>その通り。</p> <p>分かりにくい表現であれば、要綱の改正も含めてもう一度整理してみたい。</p> <p>議事録は配布していない、市ホームページに掲載している。</p> <p>・抽出された一般競争入札8件について、事務局から資料に基づき説明</p> <p>総合評価落札方式の技術評価点は、資料24、25ページにある評価項目で評価しており、同種の工事の成績や技術者の能力など各項目の評価点が積み上げられて技術評価点となる。満点は23点となり、残りの77点が価格評価点となる。業者によって得手不得手があり、工種によっては積み上げられる点数が異なってくる場合がある。また、配置する技術者の能力や同種工事の実績によっても異なる。また、例えば、下請け業者を市内業者にするか、県外業者にするかなどによっても変わってくる。そして、一番大きいのは、簡易な施工計画であり、満点は9点となります。このよし悪しによって点数に差がついてくる。今回は塗装工事であったため、工期短縮の工夫や工事場所が水道水源の保護区域であるため周辺環境に影響を及ぼさない工夫が必要でしたので、これを要件に挙げました。評価点の高い業者はこの点の工夫が良く点数に結びついている。</p> <p>土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管</p>

意見・質問	回答
<p>技術には関係なく、大きい会社も小さい会社もすべての業者を対象としているという意味なのか。建築一式工事などは、ABCランクがあるが。</p> <p>下豊複第6号、下豊複第7号、配水第7号については、9000万円を超える工事なのに総合評価落札方式となっていない。3500万円以上の工事であれば、何らかの提案があるというのが規定の趣旨ではないか。9000万円を超える金額で総合評価落札方式になっていないのはなぜか。</p> <p>小・中学校のLAN工事は、すべての工事を4つに分けて発注しているが、なぜAランクなのか。技術的なものも必要ないのになぜAランクのみなのか。Bランクをいれてもよいのではないか。</p> <p>加えて、工事の単位の考え方はどうなっているのか。5~6校をまとめている。これをよしとするなら、一般競争入札No.45とNo.46、No.49とNo.50、No.38とNo.39と一緒に発注してもよいのではないか。ある工事はまとめて発注し、ある工事は分けて発注しているのはなぜか。</p> <p>国補橋修第1号（赤谷の）萬才橋修繕工事は大掛かりな工事であるが、橋を架けて何年か経過したので危険であるということか、現地からひび割れがひどいなどの声を受けての工事だったのか。</p>	<p>工事については、A、B、Cランク付けがあるが、これ以外の工種についてランク付けはない。建設業の許可等があれば参加登録が可能であり、金額の大きさに関係なく入札参加ができる。</p> <p>理想的には金額が大きな工事はすべて総合評価落札方式で発注できればよいのですが、受注者側の事務量が過大となっており、問題点も多いと受注者から聞いている。新発田市では総合評価落札方式での発注20%以上を目標にしている。大きな工事をすべて総合評価落札方式とすればよいが、なかなかそこまではしていない。</p> <p>資料1にもあるように、他市においても発注者受注者の事務量が多くなるなどの課題もあり、件数は多くない状況にある。</p> <p>国の補正予算を受けての工事だったため、工期が十分に取れなかった。工期が短いために技術者が多くいるAランクとした。5件に分けたのは受注機会の拡大を狙ったものである。</p> <p>コロナウイルス感染症の影響、デジタル化の推進もあり、急遽予算が付いたものである。</p> <p>GIGAスクールの導入は全国的なものでありLANケーブルの調達に難くなる懸念があった。ある程度まとめて発注した方が、LANケーブルの調達等に有利になるとの考えもあり、まとめて発注した。</p> <p>以前から国は、現在の橋を長く使用する橋の長寿命化という方式をとっている。本来であれば架け替えが望ましいが、架け替えには数億円も必要となる。萬才橋は4.5年前に定期点検を行い、塗装の剥がれ等を確認した。塗装を塗りなおすことで、長く使用できるように塗装工事を行ったものである。</p>

意見・質問	回答
<p>それは、知識のある市職員が点検を行ったのか。</p> <p>LAN 工事、分けて発注し、違う業者が受注したのはよかったが、辞退した業者は他の LAN 工事の落札者である。すべて同時刻に開札しているのにこういう行動があるものなのか。</p> <p>なぜ、選択的に辞退しているのかが不思議である。</p> <p>(その他)</p> <p>新聞か何かで見たのだが「健康経営」について、入札の評価に入れたと書いてあった。入札制度を将来的にも持続可能とするためには建設業が健全でなければならない。人手不足の中で建設業も労働環境を含め、若い人を入れていかなければならない。もう一つは、建設業の従業員の高齢化が進んでいる。ということ踏まえ、これからの建設業の持続的な発展ということで、「健康経営」を要素に入れたということは素晴らしいことである。どのような位置づけになったのか簡単に説明願いたい。</p>	<p>点検業務は専門のコンサルタント業者に委託して点検をした。今はドローンなどを使って写真撮影やいろいろな器具を使ってボルトの脱落、コンクリートのひび割れがないかなどを点検する。</p> <p>抽出案件以外にも、もう 2 件ある。例えば、□□電気に関して言えば、その 2 を落札し、その 3 は辞退しているが、その 4 については入札している。その 5 は辞退しているが、1 つ取ったからといって、その他すべてを辞退するわけではない。</p> <p>入札公告はすべて同じ日に公告しているが、入札の参加、札入れは電子上で行い、基本的には自分以外に誰が参加しているのか、いくらで入札したのかは分からない仕組みになっているはずである。</p> <p>以前に若桑委員から「えるぼし」、「くるみん」などの制度的なものを紹介いただいたところである。昨年 3 月に「健康長寿アクティブプラン」を健康推進課で策定したことに伴って、プラン中に健康経営というワードも盛り込まれたこともあり、市長から健康経営も（入札制度などに入れることも）大事という指示があった。新潟県の健康経営に登録している企業については、入札参加資格審査申請（名簿への登録）時において加点するものとした。</p> <p>さらに、入札については来年度から総合評価落札方式の加点に加える。ワークライフバランスの推進ということで、技術評価点の中に、「健康経営」に取り組んでいる業者に若干ではありますが加点するということで、その他にハッピー・パートナー企業、にいがた健康経営推進企業、えるぼし認定、くるみん認定、ユースエー</p>

意見・質問	回答
<p>担当が違うかもしれないが、新発田市の建設業の実態がどうなのか。例えば、若者の採用状況、退職状況、労働環境、高齢者の割合とか、そういう実態がどうなのか現状を確認したうえで対策を行う必要がある。</p> <p>(2) 第52回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</p> <p>(3) その他 第52回委員会開催日程について</p> <p>5 閉会</p>	<p>ル認定を受けている企業には加点します。</p> <p>これら5つの認定制度について、市内業者で認定を受けている企業は、多いものでは22社、市内には認定業者がない制度もあるが、これがきっかけになればいいと考えている。</p> <p>第52回委員会の抽出は八木委員とする。</p> <p>第52回委員会は、令和3年6月23日(水)15時開催とする。(会議室601)</p>